

債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和3年度	（業務委託料の 0%）	円
令和4年度	（業務委託料の 100%）	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

令和3年度	（業務委託料の 0%）	円
令和4年度	（業務委託料の 100%）	円

3 発注者（以下「甲」という。）は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

第2条 債務負担行為に係る契約の前払金については、業務委託契約書別記（以下「別記」という。）第33条中「契約書記載の履行期限」とあるのは、「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、別記第33条及び第34条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者（以下「乙」という。）は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替後の別記第33条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替後の別記第33条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（0円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替後の別記第33条第1項の規定にかかわらず、乙は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、別記第34条第3項の規定を準用する。